

## 中小企業信用保険法第2条第5項第5号(ロ)の認定(原油高要件)申請について

### 【対象となる中小企業者】

- ・ 原油、揮発油、軽油、灯油、重油及び石油ガス〔液化したものを含む。〕（以下、「原油等」という。）の仕入を行っている中小企業者であり、指定業種（※1）を行っていること。
- ・ 川崎市内に事業実態のある事業所があること。
- ・ 次の要件をすべて満たしていること。
  - （1）最近1か月（※2）の指定業種の売上原価が最近1か月（※2）の企業全体の売上原価の20%以上を占めていること
  - （2）最近1か月（※2）の指定業種に係る原油等の仕入額が最近1か月（※2）の指定業種に係る売上原価の20%以上であること
  - （3）最近1か月（※2）の企業全体の原油等の仕入額が最近1か月（※2）の企業全体の売上原価の20%以上であること
  - （4）最近1か月（※2）の指定業種に係る原油等の仕入単価が前年同月の指定業種に係る原油等の仕入単価に比べ20%増加していること
  - （5）最近3か月間（※3）の指定業種に係る売上高に対する指定業種に係る原油等の仕入額の割合が前年同期の指定業種に係る売上高に対する指定業種に係る原油等の仕入額の割合を超えていること
  - （6）最近3か月間（※3）の企業全体の売上高に対する企業全体の原油等の仕入額の割合が前年同期の企業全体の売上高に対する企業全体の原油等の仕入額の割合を超えていること

5-(ロ)-①	指定業種に属する事業のみを行っている中小企業者
5-(ロ)-②	指定業種と指定業種に属していない事業を行っている中小企業者

※1 現在営んでいる事業がどの業種に当てはまるか御不明な方は、総務省の日本標準産業分類やe-Stat（政府統計の総合窓口）：日本標準産業分類検索サイトを御参照ください。

営んでいる業種が「指定業種」に該当するかについては、[中小企業庁のホームページ](#)で御確認ください。

e-Stat 日本標準産業分類



e-Stat

中小企業庁 指定業種



指定業種

※2 「最近1か月」とは、申請月の前月か前々月となります。

（例：4月申請の場合、「3月」または「2月」）

なお、事業の性質上等、やむを得ない事情により、前々月も未集計の場合には、前々月の前月も可とします。（例：4月申請の場合、「1月」も可）

※3 「最近3か月間」とは、申請月の前月または前々月を含んだ3か月となります。

（例：4月申請の場合、「3月・2月・1月」または「2月・1月・12月」）

※4 天災その他やむを得ない事情により前々年等との比較を行う場合は、月別残高試算表等により前年と比較できないことを証明する客観的根拠が必要です。

## 【申請書類】

「提出書類チェックシート」に記載されている書類を提出してください。

控えが必要な場合は、御自身で写しを取ってから御申請ください。

また、認定後、虚偽の申請等により、認定要件が満たされていないことが発覚した場合は、認定を取り消す場合がありますので、御注意ください。

### ＜申請の際の注意点＞

- ・本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ・認定書の有効期間はありませんが、認定日から30日以内に金融機関又は信用保証協会へお申し込みください。
- ・申請の際に、申請者様の業種や売上高等について、ヒアリング等で確認させていただきます。
- ・**なお、当申請は、書類の確認に時間を要するため、申請される場合は事前に御連絡ください。**
- ・受付時間は平日の8時30分～12時、13時～17時までとなります。

【認定窓口】お近くの窓口へお越しください。

◆川崎市経済労働局 金融課 電話：044-544-1846

川崎市幸区堀川町 66-20 川崎市産業振興会館 5階（JR川崎駅・京急川崎駅下車）

◆川崎市経済労働局 中小企業溝口事務所 電話：044-812-1112

川崎市高津区溝口 1-6-10 てくのかわさき 3階（JR武蔵溝ノ口駅・東急溝の口駅下車）